

改正後	改正前
第 13 節 軽減税率 （軽減税率等の適用手続） 9—1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。 （1）～（3） （省略） （4） 令第 32 条第 1 項第 1 号及び第 16 号並びに同条第 2 項第 3 号に掲げる物品については、それぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記（1）の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。 （5） （省略） （6） 上記（1）の明細書が、令第 32 条第 1 項に掲げる物品のうち「関税割当制度に関する政令」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第 2 条第 3 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第 32 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する物品であるときは、経済連携協定割当政令第 1 条第 7 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。 <u>（シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義）</u> 9—15 令第 32 条第 2 項第 2 号に規定する「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを 1 個の重量が 4 g 以下の細片にしたものをいう。	第 13 節 軽減税率 （軽減税率等の適用手続） 9—1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。 （1）～（3） （同左） （4） 令第 32 条第 1 項第 1 号及び同項第 16 号に掲げる物品については、それぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記（1）の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。 （5） （同左） （6） 上記（1）の明細書が、令第 32 条第 1 項に掲げる物品のうち「関税割当制度に関する政令」別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第 2 条第 3 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第 32 条第 2 項に規定する物品であるときは、経済連携協定割当政令第 1 条第 7 項の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。 <u>（新設）</u>

<u>第 13 節の 2 オーストラリア協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</u> <u>（製造工場の承認の要件）</u> <u>9 の 2－1 法第 9 条の 2 第 1 項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</u> <u>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</u> <u>イ 申請者が法第 9 条の 2 第 1 項又は定率法第 1 3 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免税》の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から 3 年を経ない場合</u> <u>ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経ない場合</u> <u>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経ない場合</u> <u>ニ 申請者が上記イからハまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合</u> <u>ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等）</u>	<u>（新設）</u>
--	--------------------

<u>へ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合</u> <u>(2) 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。</u> <u>(製造工場の種別)</u> <u>9 の 2—2 製造工場は、税関長が必要と認めたときにおいて随時に製品の検査を行う製造工場（以下「第 1 種承認工場」という。）と製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場（以下「第 2 種承認工場」という。）とに区分して承認するものとし、その区分は、次によるものとする。</u> <u>なお、第 1 種承認工場が第 2 種承認工場となる場合又は第 2 種承認工場が第 1 種承認工場となる場合においては、第 1 種承認工場又は第 2 種承認工場の廃業及び第 2 種承認工場又は第 1 種承認工場の新規承認として取り扱うものとする。</u> <u>(1) 第 1 種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、製品を連続して出荷する製造工場であつて、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、製造の届出の都度検査が必要でないと税関において認めた製造工場をいう。</u> <u>(2) 第 2 種承認工場とは、上記 (1) 以外の製造工場であつて、製品の製造が間欠的で、かつ、その製造がおおむね 1 カ月以内に終了し、製品の一括引取りを行う製造工場をいう。</u> <u>(製造工場の承認を行う税関官署)</u> <u>9 の 2—3 法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認に関する事務は、</u>	
---	--

<u>その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う（ただし、定率法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第 9 条の 2 第 1 項に規定する承認を行う場合を除く。）。</u> <u>（製造工場の承認の申請手続）</u> <u>9 の 2—4 令第 33 条の 4 第 1 項《製造工場の承認申請手続》の規定による製造工場の承認申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」（T—1070）1 通（税関支署において承認を行う場合には、2 通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」（T—1080）を申請者へ交付する。</u> <u>（製造工場の承認申請書の添付書類）</u> <u>9 の 2—5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</u> <u>(1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足る書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理规定（CP＝Compliance-Program）とする。</u> <u>(2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、</u>	
--	--

<u>申請者が個人の場合にあつては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。</u> (3) <u>「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</u> (4) <u>「社内管理規定」は、関税法基本通達 34 の 2－9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。</u> (5) <u>定率法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、定率法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書への添付を省略して差し支えないものとする。また、法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請と定率法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。</u> <u>（承認の際に付する条件）</u> <u>9 の 2－6 製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。</u> (1) <u>承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関</u>	
--	--

<u>する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件</u> (2) <u>製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件</u> (3) <u>製造工場の承認内容に変更を生ずることとなつた場合には、その変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件</u> <u>（協同組合に対する製造工場の承認）</u> <u>9 の 2—7 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく法人格を有す協同組合（以下、「協同組合」という。）が製造工場の承認を受けようとする場合は、次による。</u> (1) <u>賃貸借契約により組合員からその工場を借り受けて製造する協同組合は、協同組合の代表者の名をもつて、税関の管轄区域内の製造工場について一括して申請できるものとする。</u> (2) <u>前記 9 の 2—2（製造工場の種別）の規定の適用に当たっては、「第 1 種承認工場」とする。</u> (3) <u>製造工場の承認に際しては、前記 9 の 2—6（承認の際に付する条件）のほか、次の条件を付す。</u> <u>組合員（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業員（以下、「組合員等」という。）が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、当該組合員等の所属する工場が承認対象から除外され、又は協同組合の製造工場の</u>	
---	--

<u>承認が一括して取り消されることがある。</u> <u>（承認内容の変更の手続）</u> <u>9 の 2—8 製造工場の承認内容の変更の手続は、次による。</u> <u>（1） 製造工場の所在地に変更がある場合（ただし、所在地の変更により所轄税関を異にする場合には、新たな承認とする。）には、承認を要する事項として取り扱い、その手続は適宜の様式による「製造工場内容変更承認申請書」2 通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通にその旨を記載して申請者に交付する。</u> <u>（2） 次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、「製造工場承認内容変更届」（T—1090）2 通を税関に提出することにより行わせる。</u> <u>イ 製造工場の名称を変更する場合</u> <u>ロ 製造工場の面積を増加し又は減少する場合</u> <u>ハ 製造工場における製造方法（製造工程上の主な機械設備を含む。）を変更する場合</u> <u>（3） 製造工場の改築、移設その他の工事により、面積及び製品の製造歩留りに変更がない場合には、承認内容の変更に該当しないものとして取り扱って差し支えない。</u> <u>（4） 前記 9 の 2—7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、同一の協同組合に所属する組合員の製造工場を新たに追加しようとするときは、承認を要する事項として取り扱い、その手続は上記（1）によるものとする。</u> <u>この場合、「製造工場内容変更承認申請書」に前記 9 の 2—5（製造工場の承認申請書の添付書類）に規定する書類を添付させるものとする。</u>	
--	--

<u>る。ただし、前記 9 の 2—5 (3) に規定する書類は、添付を省略させることができる。</u> <u>(5) 前記 9 の 2—7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、その協同組合に所属する組合員の製造工場を廃業しようとするときは、当該製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜の様式によりその旨を届出させるものとする。</u> <u>なお、協同組合が一括して承認を受けた製造工場のすべてを廃業するときは、後記 9 の 2—25（製造工場の廃業）に規定する手続によるものとする。</u> <u>（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）</u> <u>9 の 2—9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。</u> <u>(1) 製造工場の承認の期間は、第 1 種承認工場及び第 2 種承認工場とも承認の日から 6 年を超えないものとする。なお、引き続き輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても 6 年を超えないものとする。</u> <u>また、税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号）第 8 条第 1 項《製造工場の承認手数料》において準用する同令第 3 条第 1 項《保税工場の許可手数料》に規定する「承認の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行つた日をいうものではないので、留意する。</u> <u>(2) 承認の期間の更新の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」（T—1070）1 通（税関支署において承認を行う場</u>	
---	--

<u>合には、2 通）を税関に提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」（T-1080）を申請者に交付する。なお、添付書類は、できる限り省略させるものとする。</u> <u>（「飼料以外の用途に適さないもの」の意義）</u> <u>9 の 2—10 令第 33 条の 2 《飼料の指定》に規定する「飼料以外の用途に適さないもの」とは、家畜、家きん、魚類（いずれも産業用のほか、愛がん用又は鑑賞用のものを含む。）又はその他の産業用動物（ミンク及びきつねに限る。）の飼料として使用されるものであつて、これらの用途以外の用に供されるおそれのないものをいう。</u> <u>（注） 家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいう。</u> <u>（1） 家畜</u> <u>イ ほ乳類：牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、</u> <u>ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、</u> <u>モルモット、ラット、マウス、ハムスター</u> <u>ロ こん虫類：みつばち、かいこ</u> <u>（2） 家きん 鶏、あひる、がちょう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、う</u> <u>ずら、鳩、くじやく、九官鳥、おうむ、小鳥</u> <u>（製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用） 手続）</u> <u>9 の 2—11 製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）の手続については、次</u> <u>による。</u> <u>（1） 輸入（譲許の便益の適用） 製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）</u> <u>手続は、原則として、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の陸揚地</u>	
--	--

<u>を所轄する税関（以下「輸入地所轄税関」という。）において行うこととし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品が到着港において陸揚げされることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税関（以下「承認工場所轄税関」という。）において行う。</u> <u>(2) 令第 33 条の 5 第 1 項《製造用原料品に係る譲許の便益の適用手続》に規定する書面は、「製造用原料品譲許の便益適用明細書」（P－1100）とし、2 通（原本、保税監督部門用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。）を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の適用明細書は、承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。</u> <u>(3) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の譲許の便益の適用申請は、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告。以下この節において同じ。）の際に、「輸入（納税）申告書」（C－5020）（特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下この節において同じ。）を通常の部数より 1 通多く提出して行い、税関においてこれを許可した（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出を受けた）ときは、輸入（納税）申告書 1 通に許可印（特例申告貨物にあつては、審査印）を押なつて申告者へ交付し、他の 1 通を承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。</u> <u>(4) 法第 9 条の 2 第 3 項《担保》の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。</u>	
---	--

<u>（同種製造用原料品との混用使用）</u> <u>9 の 2—12 法第 9 条の 2 第 4 項《同種製造用原料品との混用使用》の規定による同種製造用原料品の混用使用の承認は、次による。</u> <u>（1） 同項に規定する「同種製造用原料品の混用」とは、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の内国貨物である製造用原料品であつて法第 9 条の 2 第 1 項の譲許の便益の適用を受けていないものとの混用をいうものとし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品との混用は、ここでの混用には当たらないものとする。</u> <u>（2） 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書」（T—1110）2 通を承認工場所轄税関へ提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。</u> <u>（同種製造用原料品との混用使用の包括承認の申請手続）</u> <u>9 の 2—13 令第 33 条の 6 第 2 項《同種の原料品を混用する場合の手続》の規定により、同種の製造用原料品との混用使用の包括承認の手続については、次による。</u> <u>（1） 包括承認の申請は、「製造用原料品と同種の他の原料品との包括混用承認申請書」（P—1110）2 通を承認工場所轄税関へ提出して行わせる。この場合、製造用原料品による製造の確認に支障がないときは、税関においてこれを承認し、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。</u>	
--	--

<u>(2) 包括承認の期間は、3 月以内とする。なお、継続して包括承認を受けようとする場合は、当初の承認の期間の満了日が到来する前に前記 (1) の手続により申請するものとする。</u> <u>(3) 包括承認をした場合において、帳簿への記帳状況等から製造用原料品による製造の確認に支障があると認めたときは、当該承認を取り消すこととする。</u> <u>（製造工場における貨物の同時蔵置）</u> <u>9 の 2—14 製造工場において、飼料製造用原料品として輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の内国貨物である製造用原料品であつて法第 9 条の 2 第 1 項の譲許の便益の適用を受けていないものについて、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達 42—3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の例に準じて取り扱う。</u> <u>また、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第 33 条の 11 《製造用原料品に関する記帳義務》の規定により記帳を適正に行わせる。</u> <u>（製造工場における製造終了届等の取扱い）</u> <u>9 の 2—15 製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」（T—1130）（以下「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</u> <u>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。</u>	
---	--

(1) <u>第 1 種承認工場における取扱い</u> イ <u>製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）の製造終了の届出は、製造終了届 2 通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の 10 日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。</u> <u>また、前記 9 の 2－7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。</u> ロ <u>上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。</u> ハ <u>上記ロにより検査（審査）が終了したときは、製造終了届 1 通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。</u> ニ <u>製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。</u> <u>なお、製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。</u> (イ) <u>ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。</u> <u>この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下でなければならない。</u>	
--	--

<u>なお、ホップースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。</u> <u>(ロ) 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの（以下「看貫票等」という。）を作成させて、当該製造工場に保管させる。</u> <u>(2) 第 2 種承認工場における取扱い</u> <u>イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届 3 通（保税監督部門用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。</u> <u>ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として、現品検査を行うこととし、その際の検査については、関税法基本通達 67—3—10（輸入検査の方法）の(1)に準ずる。</u> <u>ハ 上記ロにより検査が終了したときは、製造終了届 2 通に検査済証明印を押なつて、うち 1 通を製品検査書として届出者に交付し、他の 1 通を検査手数料納付用として収納担当部門へ送付する。</u> <u>ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行わせる。</u> <u>なお、製造工場における製品のばら搬出については、これを認めない。</u> <u>(3) 法第 9 条の 2 第 1 項及び定率法第 13 条第 1 項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い</u> <u>同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第 9 条の</u>	
--	--

<u>2 第 1 項及び定率法第 13 条第 1 項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。</u> <u>（製造用原料品の用途外使用）</u> <u>9 の 2—16 法第 9 条の 2 第 6 項ただし書《製造用原料品の用途外使用等》の規定による輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。</u> <u>（1） 法第 9 条の 2 条第 6 項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品（特例申告貨物にあつては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。</u> <u>（2） 令第 33 条の 8 《製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続》の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2 通（原本、交付（承認書）用）を輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄</u>	
--	--

<u>税関の保税監督部門へ送付する。</u> <u>（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）</u> <u>9 の 2—17 法第 9 条の 2 第 7 項《関税を徴収する理由が発生した場合の関税の徴収》の規定による輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の用途外使用等に係る関税の徴収については、次による。</u> <u>（1） 法第 9 条の 2 第 7 項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、その関税の徴収の原因となる理由に該当することとなつた者（輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品が同一用途に供されるために譲渡された後、その譲受者が当該製造用原料品を用途外使用等に供したような場合には、当該譲受者）である。</u> <u>（2） 製造用原料品について、法第 9 条の 2 第 7 項の理由が発生した場合は、当該理由の発生した部分について、その都度、直ちに関税を徴収する。</u> <u>なお、令第 33 条の 3 《譲許の便益の適用をしない製造》の規定により製造用原料品とその製品の数量との割合（製造歩留り）が、当該製造工場における製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回つた場合は、その下回つた製品数量に対応する製造用原料品数量について法第 9 条の 2 第 1 項に規定する「製造」がなされなかつたものとみなされるので、同条第 7 項の規定によりその割合を下回つた部分の製品に対応する当該製造用原料品について関税を徴収する。</u> <u>（3） 法第 9 条の 2 第 7 項ただし書後段《用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合》の規定により定率法第 10 条第 1 項《変</u>	
---	--

<u>質又は損傷による減税》の規定を準用する場合の取扱いは、定率法基本通達 10－1（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）から 10－6（変質又は損傷による減税の手続）までに準ずる。</u> <u>なお、この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減耗を含むものとして取り扱う。</u> <u>(4) 製造工場に対する検査又は輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品による製造終了の検査（審査）の結果等により、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品について帳簿面の残高より現実の残高が不足していることが判明した場合においては、次によるものとする。</u> <u>イ その不足の原因が、他の用途に使用され又は他の用途に使用する目的で譲渡されたことによると認められたときは、直ちにその不足分に対する関税を徴収する。</u> <u>ロ その不足の原因が、乾燥による欠減、荷扱い、運送中の荷こぼれ等通常生ずべき欠減のみによるものと認められるときは、その不足分に対する関税の徴収を要しない。</u> <u>なお、その不足分が合理的な範囲であるかどうかは、他の通常の事例と比較勘案して判定するものとする。</u> <u>（製造用原料品等の亡失又は減却）</u> <u>9 の 2－18 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び減却の場合の手続については、次による。</u> <u>(1) 令第 33 条の 9 第 1 項《製造用原料品等の亡失の手続》の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」（T－1150）2 通（原本、交</u>	
---	--

<u>付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書 1 通を添付して、蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関において亡失の事実を確認したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に確認の旨を記載して承認工場所轄税関の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）へ送付する。</u> <u>(2) 令第 33 条の 9 第 2 項《製造用原料品等の滅却の手続》の規定による滅却の申請は、「製造用原料品等の滅却承認申請書」（T-1160）2 通（原本、交付（承認書）用）を蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。</u> <u>(3) 上記(2)により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。</u> <u>なお、この場合において、法第 9 条の 2 第 8 項《製造工場の承認手数料》の規定に基づく手数料令第 8 条第 2 項《製造工場の承認手数料》の手数料は、要しないので留意する。</u> <u>（製造用原料品に関する担保の解除）</u> <u>9 の 2—19 法第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（譲許の便益</u>	
--	--

<u>の適用）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。</u> <u>なお、担保の解除に当たっては、令第 33 条の 7 第 3 項《製品検査書の交付》の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達 9 の 6—10（担保の解除手続）により処理する。</u> <u>（製造用原料品の譲渡）</u> <u>9 の 2—20 令第 33 条の 10《製造用原料品の譲渡の場合の届出》の規定による輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。</u> <u>(1) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」（T—1170）2 通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者へ交付する。</u> <u>ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。</u> <u>(2) 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第 9 条の 2 第 7 項第 2 号《製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴》の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。</u> <u>（第 2 種製造工場の承認手数料の徴収）</u> <u>9 の 2—21 第 2 種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。</u>	
--	--

(1) <u>承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第 8 条第 2 項に規定する手数料の額に相当する印紙を添付（検査を省略する場合を考慮して貼付させないこと。）させるものとする。</u> (2) <u>上記 (1) による印紙による手数料は、実際に現場検査を行つた場合に限り収納するものとし、現場検査を省略したときは、当該印紙を返還するものとする。ただし、届出に係る製造の終了が当該製造工場における最終的なものではなく近い時期に現場検査を実施する見込みがあるときは、当該印紙による手数料を次回の承認手数料に充当して差し支えない。この場合においては、その旨を届出者に通知する。</u> (3) <u>同令第 8 条第 2 項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員 1 人分を徴収する。</u> <u>なお、同一税関職員が 1 回の出張において数箇所の工場（同一被承認者の工場については、1 箇所として取り扱うものとする。）について現場検査を行つた場合であつても、各箇所ごとに税関職員 1 人分を徴収する。</u> (4) <u>同令第 8 条第 2 項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 1 の行政職俸給表(一)に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがつて、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。</u> (5) <u>税関においては、製造工場の承認の際に、当該製造工場の 1 回の現場</u>	
---	--

<u>検査に要する手数料の額を上記(4)により算出して、製造工場の承認を受けた者にあらかじめ知らせておくものとする。</u> <u>(製造工場の延べ面積の算定)</u> <u>9 の 2—22 延べ面積の基礎となる製造工場の地域は、原料品置場（原料品置場が保税地域となつている場合を除く。）、製造工程上使用される工場施設及び製品置場をいうものとし、その延べ面積の算定は、関税法基本通達 42—14（延べ面積の算定の方法）による。</u> <u>(法人の合併等の取扱い)</u> <u>9 の 2—23 製造工場の承認を受けている法人が合併又は分割（以下この項において「合併等」という。）することに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人又は合併等により設立される法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする。</u> <u>この場合において、合併等の後に存続する法人又は合併等により設立される法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。</u> <u>また、合併等のほか、組織変更等会社の種類を変更する場合（例えば、合資会社から株式会社への変更等）においても同様に扱うものとする。</u> <u>(帳簿の備付け)</u> <u>9 の 2—24 令第 33 条の 11 第 1 項《製造用原料品に関する記帳義務》の規定</u>	
---	--

<u>により製造用原料品の譲許の便益の適用を受けた者が備え付ける帳簿については、同項各号に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用している譲許の便益適用原料品、製品等に係る関係帳簿をもつて足りるものとし、その保存に当たっては、関税法基本通達 61 の 3—1（保税工場における記帳義務）の (5) から (8) までの規定に準じて取り扱うものとする。</u> <u>（製造工場の廃業）</u> <u>9 の 2—25 製造工場を廃業しようとする場合には、製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜な様式によりその旨届出させるものとする。</u> 第 16 節 減免税物品の転用 （減免税物品の転用） 12—1 （省略） <u>第 16 節の 2 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認</u> <u>（経済連携協定の略称）</u> <u>12 の 2—1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。</u> <u>(1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成 14 年条約第 16 号）・・・シンガポール協定</u>	第 16 節 減免税物品の転用 （減免税物品の転用） 12—1 （同左） <u>（新設）</u>
--	--

(2) <u>シンガポール協定第 31 条に基づく原産地証明書・・・シンガポール協定原産地証明書</u> (3) <u>「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成 17 年条約第 8 号）・・・メキシコ協定</u> (4) <u>メキシコ協定第 39 条に基づく原産地証明・・・メキシコ協定原産地証明</u> (5) <u>「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成 18 年条約第 7 号）・・・マレーシア協定</u> (6) <u>マレーシア協定第 40 条に基づく原産地証明書・・・マレーシア協定原産地証明書</u> (7) <u>「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成 19 年条約第 8 号）・・・チリ協定</u> (8) <u>チリ協定第 44 条に基づく原産地証明書・・・チリ協定原産地証明書</u> (9) <u>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成 19 年条約第 19 号）・・・タイ協定</u> (10) <u>タイ協定第 40 条に基づく原産地証明書・・・タイ協定原産地証明書</u> (11) <u>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成 20 年条約第 2 号）・・・インドネシア協定</u> (12) <u>インドネシア協定第 41 条に基づく原産地証明書・・・インドネシア協定原産地証明書</u> (13) <u>「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成 20 年条約第 6 号）・・・ブルネイ協定</u> (14) <u>ブルネイ協定第 37 条に基づく原産地証明書・・・ブルネイ協定原産地証明書</u>	
---	--

(15) 「<u>包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定</u>」（平成 20 年条約第 12 号）・・・・・・・・アセアン包括協定 (16) <u>アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書</u>・・・・・・・・ <u>アセアン包括協定原産地証明書</u> (17) 「<u>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定</u>」（平成 20 年条約第 16 号）・・・・・・・・フィリピン協定 (18) <u>フィリピン協定第 41 条に基づく原産地証明書</u>・・・フィリピン協定 <u>原産地証明書</u> (19) <u>日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成 21 年条約第 5 号）</u>・・・・・・・・スイス協定 (20) <u>スイス協定附属書 2 第 4 節第 15 条に基づく原産地証明</u>・・・スイス <u>協定原産地証明</u> (21) 「<u>経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定</u>」（平成 21 年条約第 8 号）・・・・・・・・ベトナム協定 (22) <u>ベトナム協定第附属書第 3 第 2 規則に基づく原産地証明書</u>・・・・・・・・ <u>ベトナム協定原産地証明書</u> (23) 「<u>日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定</u>」（平成 23 年条約第 7 号）・・・・・・・・インド協定 (24) <u>インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書</u>・・・・・・・・インド <u>協定原産地証明書</u> (25) 「<u>経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定</u>」（平成 24 年条約第 2 号）・・・・・・・・ペルー協定 (26) <u>ペルー協定第 53 条に基づく原産地証明</u>・・・ペルー協定原産地証明 (27) 「<u>経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定</u>」（平	
---	--

<u>成 26 年条約第 19 号）・・・・・・・・・・オーストラリア協定</u> <u>(28) オーストラリア協定第 3・15 条に基づく原産地証明書・・・・・・・・</u> <u>オーストラリア協定原産地証明書</u> <u>(29) オーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書・・・・・・・・</u> <u>オーストラリア協定原産品申告書</u> <u>（原産品であることの確認の意義及び対象貨物）</u> <u>12 の 2－2 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連</u> <u>携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国</u> <u>原産品（関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産品をい</u> <u>う。）であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保</u> <u>を図るために行うものであり、その実施にあたっては、効率的かつ適確に</u> <u>実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。</u> <u>なお、原産品であることの確認は、法第 12 条の 2 第 1 項に基づく後記 12</u> <u>の 2－3 によるほか、関税法第 105 条第 1 項第 6 号（税関職員の権限）に</u> <u>基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。</u> <u>（経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法）</u> <u>12 の 2－3</u> <u>(1) 法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する輸入者に対し資料の提供を求</u> <u>める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞ</u> <u>れ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</u> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>ペルー協定</td><td>ペルー協定第 66 条 2 (a)</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	ペルー協定	ペルー協定第 66 条 2 (a)	
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定				
ペルー協定	ペルー協定第 66 条 2 (a)				

オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3・21 条 2 (a)	
また、法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。		
(2) 法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第 3 欄に掲げる規定によるものをいう。		
経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条 1 (a) 及び (b)
マレーシア協定	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 43 条 1
チリ協定	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 47 条 1
タイ協定	タイ商務省又はこれを承継する当局	タイ協定第 43 条 1
インドネシア協定	インドネシア商業省	インドネシア協定第 43 条 1
ブルネイ協定	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 40 項 1

<u>アセアン包括協定</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局（具体的には追って事務連絡する。）</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 6 規則 1</u>	
<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン関税局</u>	<u>フィリピン協定第 43 条 1</u>	
<u>スイス協定</u>	<u>スイス連邦関税管理局</u>	<u>スイス協定附属書 2 第 5 節第 25 条 1</u>	
<u>ベトナム協定</u>	<u>ベトナム商工省</u>	<u>ベトナム協定附属書 3 第 6 規則 1</u>	
<u>インド協定</u>	<u>インド商工省商務局</u>	<u>インド協定附属書 3 第 6 節 1</u>	
<u>ペルー協定</u>	<u>ペルー通商観光省又はその後継機関</u>	<u>ペルー協定第 66 条 2 (b) 及び (c)</u>	
<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア税関又はオーストラリア税関より権限を与えられた機関</u>	<u>オーストラリア協定第 3・21 条 2 (b) 及び (c)</u>	
また、<u>法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</u> <u>イ 情報の要請を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するとともに、当該総括原産地調査官を経由して本省を通じて行うものとする。</u>			

<u>ロ 情報の要請の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</u> <u>ハ 情報の要請は質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。</u> <u>ニ 緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問書を送付することとする。</u> <u>ホ ペルー協定においては、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記の表第 2 欄に掲げる協定相手国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。</u> <u>ヘ メキシコ協定において、輸出者等に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、輸出者等への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</u> <u>(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便</u> <u>(ロ) 受領の確認を伴うその他の方法</u> <u>(3) 法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する輸出者又は生産者の事務所等へ立ち入り、調査する方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</u> <table border="1" data-bbox="201 1190 1102 1289"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>オーストラリア協定</td><td>オーストラリア協定第 3・21 条 2 (d)</td></tr> </table> <u>また、法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。</u>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3・21 条 2 (d)	
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定				
オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3・21 条 2 (d)				

<u>イ 調査の実施にあたっては、東京税関業務総括原産地調査官に協議するとともに、当該総括原産地調査官を経由して本省を通じて立入、調査の受け入れの要請を行うものとする。</u> <u>ロ 調査の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</u> <u>ハ 法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 40 日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に書面を送付することとする。</u> <u>ニ 上記イの書面は、次の事項を含むものとする。</u> <u>(イ) 要請を送付する税関当局を特定する事項</u> <u>(ロ) 要請が送付される輸出者等の氏名又は名称</u> <u>(ハ) 当該書面により要請が行われた日</u> <u>(ニ) 訪問の実施を希望する日及び場所</u> <u>(ホ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっているものについての明記を含む。）</u> <u>(ヘ) 訪問に参加する本邦の税関当局の職員の氏名及び官職</u> <u>(ト) 後記 12 の 2－6 に規定する回答期限</u> <u>(4) 法第 12 条の 2 の第 1 項第 4 号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税関職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</u>	
---	--

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ協定第 44 条 1 (c)
マレーシア協定	マレーシア協定第 44 条 1
チリ協定	チリ協定第 48 条 1
タイ協定	タイ協定第 44 条 1
インドネシア協定	インドネシア協定第 44 条 1
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 41 条 1
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 第 7 規則 1
フィリピン協定	フィリピン協定第 44 条 1
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 5 節第 25 条 8
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 第 7 規則 1
インド協定	インド協定附属書 3 第 7 節 1
ペルー協定	ペルー協定第 66 条 2 (d)
また、法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する方法により確認を行う場合には、上記 (2) のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。 イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記 (2) の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記 (2) の方法の前又は間に法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の方法を行うことができるが、この場合は上記 (2) については行うことができないので留意する。）。	

ロ <u>法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 40 日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあつては 30 日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあつては 60 日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</u> <u>(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項</u> <u>(ロ) その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称</u> <u>(ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所</u> <u>(ニ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書記載の製品の明記を含む。）</u> <u>(ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</u> <u>(ヘ) 後記 12 の 2－7 に規定する回答期限</u> <u>(5) 法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であつて、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</u> <table border="1" data-bbox="201 1045 1102 1193"> <tr> <td><u>経済連携協定</u></td><td><u>原産品であるかどうかの確認の方法</u></td></tr> <tr> <td><u>シンガポール協定</u></td><td><u>シンガポール協定第 33 条 1</u></td></tr> <tr> <td><u>メキシコ協定</u></td><td><u>メキシコ協定第 44 条 1 (d)</u></td></tr> </table> <u>なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。</u>	<u>経済連携協定</u>	<u>原産品であるかどうかの確認の方法</u>	<u>シンガポール協定</u>	<u>シンガポール協定第 33 条 1</u>	<u>メキシコ協定</u>	<u>メキシコ協定第 44 条 1 (d)</u>	
<u>経済連携協定</u>	<u>原産品であるかどうかの確認の方法</u>						
<u>シンガポール協定</u>	<u>シンガポール協定第 33 条 1</u>						
<u>メキシコ協定</u>	<u>メキシコ協定第 44 条 1 (d)</u>						

<u>（原産品であることの確認を行うことが可能となる期間）</u> 12 の 2－4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる期間をいう。		
<u>経済連携協定</u>	<u>確認が可能となる期間（協定の規定）</u>	
<u>シンガポール協定</u>	<u>産品の輸入から 3 年間（同協定第 33 条 1）</u>	
<u>メキシコ協定</u>	<u>メキシコ協定原産地証明の発給の日又は作成の日から 5 年間（同協定第 43 条 1 及び 2）</u>	
<u>マレーシア協定</u>	<u>マレーシア協定原産地証明書の発給の日から 5 年間（同協定第 40 条 10、第 42 条(b))</u>	
<u>チリ協定</u>	<u>チリ協定原産地証明書の発給の日から 5 年間（同協定第 44 条 10、第 45 条(b))</u>	
<u>タイ協定</u>	<u>タイ協定原産地証明書の発給の日から 5 年間（同協定第 40 条 10、42 条(b))</u>	
<u>インドネシア協定</u>	<u>インドネシア協定原産地証明書の発給の日から 5 年間（同協定第 41 条 10、第 42 条(b))</u>	
<u>ブルネイ協定</u>	<u>ブルネイ協定原産地証明書の発給の日から 3 年間（同協定第 37 条 10、第 39 条(b))</u>	
<u>アセアン包括協定</u>	<u>アセアン包括協定原産地証明書の発給の日から 3 年間（同協定附属書 4 第 5 規則 1 及び 2）</u>	
<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン協定原産地証明書の発給の日から</u>	

	5 年間（同協定第 41 条 10、第 42 条 2）	
<u>スイス協定</u>	<u>スイス協定原産地証明の発給の日又は作成の日から 3 年間（同協定附属書 2 第 23 条 1 から 5 まで）</u>	
<u>ベトナム協定</u>	<u>ベトナム協定原産地証明書の発給の日から 3 年間（同協定附属書 3 第 5 規則 1 及び 2）</u>	
<u>インド協定</u>	<u>インド協定原産地証明書の発給の日から 5 年間（同協定附属書 3 第 5 節 1 及び 2）</u>	
<u>ペルー協定</u>	<u>ペルー協定原産地証明の発給の日又は作成の日から 5 年間（同協定第 64 条 1 から 5 まで）</u>	
<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定原産地証明書の発給の日又はオーストラリア協定原産品申告書の作成の日から 5 年間（同協定第 3・20 条 1 (a)）</u>	
<u>（協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）</u> <u>12 の 2－5 法第 12 条の 2 第 2 項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第 3 欄に掲げる期間とする。</u> <u>なお、同表第 2 欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあつては、第 3 欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記 12 の 2－8 (3) の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。</u>		

また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記 12 の 2－3 (2) の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 45 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から 45 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。

経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
メキシコ協定	6 か月	3 か月
マレーシア協定	3 か月	2 か月
チリ協定	3 か月	2 か月
タイ協定	3 か月	2 か月
インドネシア協定	6 か月	4 か月
ブルネイ協定	3 か月	2 か月
アセアン包括協定	3 か月	3 か月
フィリピン協定	3 か月	2 か月
スイス協定	10 か月	二
ベトナム協定	90 日	90 日
インド協定	3 か月	2 か月

ペルー協定	3 か月	2 か月
オーストラリア協定	45 日又は両締約国 が合意するその他の 期間	二

（輸出者等の事務所等へ立ち入り、調査する場合における協定相手国による調査への同意についての回答期限）

12 の 2－6 法第 12 条の 2 第 3 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
オーストラリア協定	30 日

（我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限）

12 の 2－7 法第 12 条の 2 第 4 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
メキシコ協定	20 日
マレーシア協定	30 日
チリ協定	30 日
タイ協定	30 日

<u>インドネシア協定</u>	<u>30 日</u>
<u>ブルネイ協定</u>	<u>30 日</u>
<u>アセアン包括協定</u>	<u>30 日</u>
<u>フィリピン協定</u>	<u>30 日</u>
<u>ベトナム協定</u>	<u>30 日</u>
<u>インド協定</u>	<u>30 日</u>
<u>ペルー協定</u>	<u>30 日</u>

（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）

12 の 2－8

（1）法第 12 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する「関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>関税上の特惠待遇の否認の規定</u>
<u>シンガポール協定原産地証明書</u>	<u>シンガポール協定第 30 条</u>
<u>マレーシア協定原産地証明書</u>	<u>マレーシア協定第 45 条 1</u>
<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>チリ協定第 49 条 1</u>
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>タイ協定第 45 条 1</u>
<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	<u>インドネシア協定第 45 条 1</u>

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>ブルネイ協定第 42 条 1</u>
<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 1</u>
<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	<u>フィリピン協定第 45 条 1</u>
<u>スイス協定原産地証明</u>	<u>スイス協定附属書 2 第 4 節第 21 条 4</u>
<u>ベトナム協定原産地証明書</u>	<u>ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 1</u>
<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3 第 8 規則 1</u>
<u>ペルー協定原産地証明</u>	<u>ペルー協定第 61 条 4</u>
<u>オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書</u>	<u>オーストラリア協定第 3 ・ 23 条 1 (a)</u>

(2) 法第 12 条の 2 第 5 項第 2 号に規定する「輸入者が関税の譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>関税上の特惠待遇の否認の規定</u>
<u>シンガポール協定原産地証明</u>	<u>シンガポール協定第 30 条</u>
<u>メキシコ協定原産地証明</u>	<u>メキシコ協定第 40 条 2</u>
<u>マレーシア協定原産地証明書</u>	<u>マレーシア協定第 45 条 1</u>
<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>チリ協定第 49 条 1</u>
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>タイ協定第 45 条 1</u>

<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	<u>インドネシア協定第 45 条 1</u>	
<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>ブルネイ協定第 42 条 1</u>	
<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 1</u>	
<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	<u>フィリピン協定第 45 条 1</u>	
<u>スイス協定原産地証明</u>	<u>スイス協定附属書 2 第 4 節第 21 条 4</u>	
<u>ベトナム協定原産地証明書</u>	<u>ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 1</u>	
<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3 第 8 節 1</u>	
<u>ペルー協定原産地証明</u>	<u>ペルー協定第 61 条 4</u>	
<u>オーストラリア協定原産地証明書</u>	<u>オーストラリア協定第 3・23 条 1 (b) 及び (d)</u>	
<u>オーストラリア協定原産品申告書</u>	<u>オーストラリア協定第 3・23 条 1 (b) 及び (e)</u>	
(3) <u>法第 12 条の 2 第 5 項第 3 号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</u>		
<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>関税上の特惠待遇の否認の規定</u>	

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

<u>メキシコ協定原産地証明</u>	<u>メキシコ協定第 44 条 3 及び 8</u>	
<u>マレーシア協定原産地証明</u> <u>書</u>	<u>マレーシア協定第 45 条 3 (a) 及び (c)</u>	
<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>チリ協定第 49 条 3 (a) 及び (c)</u>	
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>タイ協定第 45 条 3 (a) 及び (c)</u>	
<u>インドネシア協定原産地証明</u> <u>書</u>	<u>インドネシア協定第 45 条 3 (a) 及び (c)</u>	
<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>ブルネイ協定第 42 条 3 (a) 及び (c)</u>	
<u>アセアン包括協定原産地証明</u> <u>書</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 2 (a) 及</u> <u>び (c)</u>	
<u>フィリピン協定原産地証明</u> <u>書</u>	<u>フィリピン協定第 45 条 3 (a) 及び (c)</u>	
<u>スイス協定原産地証明</u>	<u>スイス協定附属書 2 第 5 節第 25 条 7</u>	
<u>ベトナム協定原産地証明書</u>	<u>ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 2 (a) 及び</u> <u>(c)</u>	
<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3 第 8 節 2 (a) 及び (c)</u>	
<u>ペルー協定原産地証明</u>	<u>ペルー協定第 66 条 7 (b)</u>	
<u>オーストラリア協定原産地</u> <u>証明書</u>	<u>オーストラリア協定第 3 ・ 23 条 1 (b)、(c)</u> <u>及び (d)</u>	
<u>オーストラリア協定原産品</u> <u>申告書</u>	<u>オーストラリア協定第 3 ・ 23 条 1 (b), (c) 及</u> <u>び (d)</u>	
(4) <u>法第 12 条の 2 第 5 項第 4 号に規定する協定相手国に対し、検査への同</u> <u>意を求めた場合において、当該協定相手国又は輸出者等が検査を拒んだ</u>		

とき又は定めた期間内に回答をしないときとは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>関税上の特惠待遇の否認の規定</u>
<u>オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書</u>	<u>オーストラリア協定第 3 ・ 23 条 1 (c)</u>

(5) 法第 12 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときとは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>関税上の特惠待遇の否認の規定</u>
<u>マレーシア協定原産地証明書</u>	<u>マレーシア協定第 45 条 3 (b)</u>
<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>チリ協定第 49 条 3 (b)</u>
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>タイ協定第 45 条 3 (b)</u>
<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	<u>インドネシア協定第 45 条 3 (b)</u>
<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>ブルネイ協定第 42 条 3 (b)</u>
<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 2 (b)</u>

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	<u>フィリピン協定第 45 条 3 (b)</u>
<u>スイス協定原産地証明</u>	<u>スイス協定附属書 2 第 5 節第 25 条 8</u>
<u>ベトナム協定原産地証明書</u>	<u>ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 2 (b)</u>
<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3 第 8 節 2 (b)</u>
<u>ペルー協定原産地証明</u>	<u>ペルー協定第 66 条 7 (b)</u>
<u>オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書</u>	<u>オーストラリア協定第 3・23 条 1 (c) 及び (d)</u>

(6) 法第 12 条の 2 第 5 項第 6 号に規定するその他経済連携協定に定める事項に該当するときとは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>関税上の特惠待遇の否認の規定</u>
<u>マレーシア協定原産地証明書</u>	<u>マレーシア協定第 45 条 2</u>
<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>チリ協定第 49 条 2</u>
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>タイ協定第 45 条 2</u>
<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	<u>インドネシア協定第 45 条 2</u>
<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>ブルネイ協定第 42 条 2</u>
<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	<u>フィリピン協定第 45 条 2</u>

(7) 上記 (1) から (6) までの特惠待遇の否認に係る規定は、前記 12 の 2 - 2

に規定する輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。

（原産品についての確認の相手方となった者）

12 の 2－9 法第 12 条の 2 第 6 項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

<u>締約国原産地証明書等</u>	<u>相手方の規定</u>
<u>メキシコ協定原産地証明書</u>	<u>メキシコ協定第 44 条 22</u>
<u>マレーシア協定原産地証明書</u>	<u>マレーシア協定第 45 条 4</u>
<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>チリ協定第 49 条 4</u>
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>タイ協定第 45 条 4</u>
<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	<u>インドネシア協定第 45 条 4</u>
<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>ブルネイ協定第 42 条 4</u>
<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 3</u>
<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	<u>フィリピン協定第 45 条 4</u>
<u>ベトナム協定原産地証明書</u>	<u>ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 3</u>
<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3 第 8 節 3</u>
<u>ペルー協定原産地証明書</u>	<u>ペルー協定第 66 条 6</u>

新旧対照表

別紙 3

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

<u>オーストラリア協定原産地</u> <u>証明書及びオーストラリア</u> <u>原産品申告書</u>	<u>オーストラリア協定第3・21条4</u>
第17節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除 	